

社会福祉法人 ワリヤ福祉社会 報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ワリヤ福祉社会 (以下「法人」という。)の本部経理区分及びそよ風おもしろ保育園経理区分が開催する次の会議等出席する者の出席に要する費用の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事会及び監事会
- (2) 講習会、研修会等
- (3) 前各号の他、理事長が必要と認める会議

(報酬)

第2条 報酬の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事 5, 400円
- (2) 評議員 5, 400円
- (3) 監事 5, 400円

但し、監査を実施したとき

- (4) 第三者委員 5, 400円
- (5) 講習会、研修会等の講師 2時間までは1時間6,000円とし、2時間を超えるときは1時間につき3,000円を加算額とし、超過時間は2時間を限度とする。

但し、承諾者が講師料を明示した場合、協議の上、正当な理由があると認めた時は、その金額とする。

(費用弁償)

第3条 第1条の(目的)で理事、監事、第三者委員が出席した場合は交通費(高速代金を含む)実費を支給する。

*(b) 法人事務の事務費を10,000円支給す。*

附 則

- 1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 3. この規程は、平成19年12月1日から改正施行する。
- 4. この規程は、平成27年3月16日から改正施行する。
- 5. この規定は、平成28年10月25日から改正施行する。